社会福祉法人高梁市社会福祉協議会一般募金助成事業団体助成公募実施要領

平成27年6月16日

要領第3号

改正　令和3年1月6日要領第1号

(趣旨)

第1条　この要領は、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会一般募金助成事業実施要綱第4条の規定に基づき公募により団体助成を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条　助成の対象団体は、地域福祉、社会福祉の向上を目的に結成され、次の各号の要件をすべて満たす団体(以下「団体」という。)とする。

(1)　市内を活動範囲として福祉活動、ボランティア活動を行う団体

(2)　原則１年以上の継続した活動が見込めること。

(3)　団体の運営が市民を主体とした組織で、自主性及び自立性を有すること。

(4)　団体の規約、活動内容及び会計に関する決定機関(総会、役員会など)を有する団体で、事業計画が明示され、予算・決算等の会計状況が明らかであること。

(5)　法人格を有していないこと。

（6） 政治又は宗教、営利活動を目的としない団体

2　前項の規定にかかわらず歳末たすけあい運動を実施する団体

(助成対象活動)

第3条　助成の対象とする活動(以下「助成対象活動」という。)は、地域性を活かした日常生活の支援、福祉学習、世代間交流、児童青少年・ボランティア育成等の地域住民自らが取り組む活動で、介護保険制度の事業対象とならないものとする。

(助成対象外活動)

第4条　次の各号の活動は助成の対象外とする。

(1)　構成員の互助共済を目的とするもの。

(2)　営利のために行っているとみなされるもの。

(3)　当該活動が政治、宗教及び労働組合等運動のために運用されているもの。

(4)　国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの。

(5)　原則として助成金以外の財源で当該活動が実施可能と認められるもの。

(助成金額)

第5条　助成金の額は1団体あたり20万円以内とする。

(助成金対象外経費)

第6条　助成金に次の各号の経費は含まないものとする。

(1)　飲食費又はこれに類するもの。ただし、原材料費及び会議での湯茶代を除く。

(2)　報酬、人件費及び団体の構成員への謝礼等

(3)　高額な交通費

(4)　寄付行為に関する費用

(5)　建物の増改築や整備、備品・機材に関する費用

(助成対象期間)

第7条　助成対象活動の期間(以下「期間」という。)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請期間)

第8条　助成に対する申請期間は、期間の2箇月前から期間の前日までとする。

(申請方法)

第9条　助成金の交付申請をしようとする者(以下「助成申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて会長に提出するものとする。

(助成の決定および通知)

第10条　前条の申請があったときは、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会(以下「社協」という。)理事会において助成する団体及び助成金交付額を審査し、助成の可否を決定のうえ、助成申請者に対し、その旨を助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成の周知など)

第11条　助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、活動にあたり「赤い羽根共同募金の助成を受け実施している旨」を明示又は周知するとともに、赤い羽根共同募金運動への協力に努めるものとする。

(実績報告)

第12条　助成決定者は助成事業が完了したとき、または、助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて会長に提出するものとする。

(監査)

第13条　社協は助成決定者に使途の調査等の請求をすることができるものとし、調査等の請求を受けた者は、必要な記録及び諸帳簿を提示しなければならない。

(助成金の返還)

第14条　社協は次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1)　申請書、実績報告書等の関係書類に虚偽の記載があった場合

(2)　助成決定を受けた助成対象期間内に事業を実施しなかった場合

(3)　助成金の使途が事業計画と異なる場合

(4)　申請事業の遂行が困難又は中止になった場合

(その他)

第15条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

　　　附　　則(平成27年要領第3号)

　この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成28年度助成金申請の募集から適用する。

　　　附　　則(令和3年要領第1号)

(施行期日)

第1条　この要領は、令和3年4月1日から施行する。

　(準備行為)

第2条　この要領による改正後の要領第2条第2項の適用を受けようとする者は、前条にあげ

る規定の施行前においても第8条及び第9条の規定によりその申請を行うことができる。